

●香川県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年5月22日から同年6月12日まで一般の縦覧に供する。

令和2年5月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字東下所532番5地先 から 高松市川島東町字西下所424番1地先 まで	11.5～14.7	48	平成27年香川県告示第 337号で変更した区域 の一部
高松市川島東町字西下所430番2地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	11.3～11.3	19	
高松市川島東町字西下所431番2地先 から 高松市川島東町字西下所436番3地先 まで	10.8～14.5	139	

- 4 供用開始の期日 令和2年5月22日